

下野新聞

しもつけ

発行所 宇都宮市昭和1丁目8番11号

〒320-8686

下野新聞社

電話 028-625-1111

郵便振替口座 00180-1-623433

©下野新聞社2016

読者室 028-625-1179

(受付 月～金・午前10時～午後6時)

編集局 028-625-1121

販売 028-625-1120(販売)

事業局 028-625-1134(事業・教育)

営業局 028-625-1133(広告)

PC・スマホ・携帯でも

下野新聞 検索

下野新聞社ホームページ

http://www.shimotsuke.co.jp/

電子号外

下野新聞購読お申し込みは
フリーダイヤル
0120-810081携帯で、スマホで栃木のニュースを!!
下野新聞
SOON
月額
250円+税
下野新聞 検索

天皇陛下生前退位の意向

政府
関係者

皇室典範の改正必要



生前退位の意向を示された天皇陛下

天皇陛下が生前退位の意向を示されていることが13日、政府関係者への取材で明らかになった。陛下は82歳になった今も、国事行為をはじめ、皇后さまとともに大規模災害の被災地を見舞うなど、公務を精力的に続けている。

政府関係者は、生前退位の意向を踏まえ、皇室典範の改正が必要になると指摘した。

陛下は1989年1月7

日に昭和天皇の逝去に伴い、即位した。天皇として初めて、92年に中国、93年には沖縄を訪問。太平洋戦争中の激戦地に慰霊の旅も続け、今年1月には、フィリピンとの国交正常化60周年に際しての公式訪問として、友好親善と戦没者慰霊のため同国を訪問した。

宮内庁は今年5月、ともに80歳を超えた天皇、皇后両陛下の負担を軽減するため、皇居で行政機関の長ら

と面会する機会を減らすなどの見直し策を発表していた。

【ズーム】皇室典範 皇

位継承や皇族の範囲など、皇室関係の事項を定めた法律。1947年に制定された現行の皇室典範は、皇位の継承を「皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と規定。順位を(1)皇長子(2)皇長孫(3)その他の皇長子の子孫などと定めている。第4条では「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」としており、天皇の生前退位についての記載はない。